

## 社会福祉法人安代会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人安代会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

### (年間報酬総額)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費

弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監査業務を行った場合であっても、別表2の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査等への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（費用弁償）

第8条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって生じた費用及び実費弁償については、安代会旅費及び費用弁償規程によりこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は安代会職員給与規程第15条別表7に定める通勤手当支給基準に準ずる。

（兼務役員）

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員職務証跡）

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

（報酬等の支給）

第11条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、2週間以内に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第12条 報酬は通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第13条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月26日から施行する。

この規程は令和4年7月1日から施行する。

別表1（出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理 事	10,000 円	公共交通機関等を利用したときの実費
	監 事	10,000 円	同上
評議員会出席報酬等	評議員	10,000 円	同上
	理 事	10,000 円	同上
	監 事	10,000 円	同上

別表2（勤務報酬等）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長等業務報酬等（日額）	10,000 円	公共交通機関等を利用したときの実費
理事長等業務報酬等（月額）	50,000 円	同上
理事業務報酬等（日額）	10,000 円	同上
監事監査指導報酬等（日額）	15,000 円	同上